

## 行動要請対象の高リスク国・地域

2020年2月21日（於：パリ）

（仮訳）

高リスク国・地域は、資金洗浄、テロ資金供与及び拡散金融の対策体制に重大な戦略上の欠陥を有する。高リスクと特定された全ての国に関して、FATF は、強化された顧客管理を適用することを加盟国に要請し、かつ全ての国・地域に強く求める。そして、極めて深刻な場合には、各国は、これらの国から生じる継続的な資金洗浄、テロ資金供与及び拡散金融のリスクから国際金融システムを保護するため、対抗措置の適用を要請される。このリストは対外的に、しばしばブラックリストと呼ばれる。

### 北朝鮮（DPRK）

FATF は、DPRK が資金洗浄・テロ資金供与対策の体制における重大な欠陥に対処していないこと、及びそれによってもたらされる国際金融システムの健全性への深刻な脅威について、引き続き憂慮している。FATF は、DPRK が資金洗浄・テロ資金供与対策の欠陥に対して直ちにかつ意義ある対応を講じることを強く求める。さらに、FATF は大量破壊兵器の拡散や拡散金融に関連した DPRK の違法な行為によってもたらされた脅威について深刻に憂慮している。

FATF は、2011年2月25日の加盟国への要請を再確認するとともに、全ての国・地域が、DPRK 系企業・金融機関及びそれらの代理人を含めた DPRK との業務関係及び取引に対し、特別な注意を払うよう、自国の金融機関に助言することを強く求める。FATF は、強化された監視に加え、DPRK より生じる資金洗浄・テロ資金供与・大量破壊兵器の拡散金融リスクから金融セクターを保護するために、効果的な対抗措置を適用すること、及び適用される国連安保理決議に基づく、対象を特定した金融制裁を加盟国に要請し、かつ全ての国・地域に強く求める。各国・地域は、関連する国連安保理決議が要請するとおり、領域内の DPRK 系銀行の支店、子会社、駐在員事務所を閉鎖、及び DPRK 系銀行とのコルレス関係を終了するための必要な措置をとるべきである。

## イラン

2016年6月、イランは戦略上の欠陥に対処することにコミットした。イランのアクションプランは2018年1月に履行期限が到来した。2020年2月、FATFは、イランがアクションプランを完了していないことに留意した<sup>[1]</sup>。

2019年10月、FATFは、イランに本拠を置く金融機関の支店・子会社に対する強化した金融監督の実施、金融機関によるイラン関連の取引に係る強化した報告体制又は体系的な報告の導入、イランに所在する全ての支店・子会社に対して金融グループが強化した外部監査を行うことを求めることを加盟国に要請し、かつ、全ての国・地域に強く求めた。

そして今、イランがFATF基準に従った内容でパレルモ条約及びテロ資金供与防止条約を締結するための担保法を成立させていないことに鑑み、FATFは勧告19<sup>[2]</sup>に則し、対抗措置の一時停止を完全に解除し、効果的な対抗措置を適用するよう加盟国に要請し、かつ、全ての国・地域に強く求める

イランは、アクションプランの全てを完了するまで、FATF声明[行動要請対象の高リスク国・地域]にとどまる。イランがFATF基準に従った内容でパレルモ条約及びテロ資金供与防止条約を批准すれば、FATFは、対抗措置を一時停止するかどうかを含め、次のステップを決定する。同国がアクションプランにおいて特定されたテロ資金供与対策に関する欠陥に対処するために必要な措置を履行するまで、FATFは同国から生じるテロ資金供与リスク、及びそれが国際金融システムにもたらす脅威について憂慮する。

[1] 2016年6月、FATFは、イランによる資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上の欠陥に対処するための高いレベルの政治的コミットメント、及びイランのアクションプランの履行に向けた技術的支援の要請の決定を歓迎した。2016年以降、イランは現金申告制度を制定し、テロ資金供与対策法の改正法及び資金洗浄対策法の改正法を制定し、資金洗浄対策法施行規則を採択した。

2020年2月、FATFは、未だ完了していないアクションプラン項目が存在し、イランは、①「他国による占領を終焉させ、植民地主義、及び人種差別主義の根絶を図る」指定団体への適用除外の削除を含む、テロ資金供与の適切な犯罪化、②関連する国連安保理決議に沿ったテロリストの資産の特定及び凍結、③適切かつ強制力のある顧客管理制度の確保、④当局が無許可の資金移動業者を如何に特定し、制裁を課しているかについて証明すること、⑤パレルモ条約とテロ資金供与防止条約の批准と履行、及び司法共助の提供能力の明確化、⑥電信送金が送金人及び受取人の完全な情報を含んでいることを金融機関が証明することの確保、

に完全に対処すべきであることに留意する。

[2] 各国は、FATF によって求められた場合には、適切な対抗措置を講じることが可能であるべきである。また、各国は、FATF からの要請とは別に、対抗措置を講じることができるべきである。かかる対抗措置は、リスクに対して効果的かつ整合的であるべきである。

勧告 19 に関する解釈ノートには、各国が実施しうる対抗措置の例を記載している。

\* 本声明は、これまで” FATF 声明 (Public Statement) ” と呼ばれていた。

(以上)